第四十四条の三の次に次の一条を加える。

第四十四条の四　組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第百二十六条の三の規定によりその者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第三号老齢厚生年金」という。）又は障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。）又は障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。）とみなされた場合には、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、当該みなされた第三号老齢厚生年金又は第三号障害厚生年金は、第三号老齢厚生年金又は第三号障害厚生年金に該当しないものとみなす。

2　組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第百二十六条の三の規定によりその者に係る退職年金又は公務障害年金が同法による退職年金又は公務障害年金とみなされた場合には、退職等年金給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職年金又は公務障害年金は、退職年金又は公務障害年金に該当しないものとみなす。

第四十五条第一項を次のように改める。

国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、その者の第二号厚生年金被保険者期間における各月の標準報酬月額及び標準賞与額をその者の第三号厚生年金被保険者期間における当該各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみなす。

第四十五条第二項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者（国家公務員共済組合法による退職等年金給付の受給権者を除く。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者の第二号厚生年金被保険者期間における各月の同法第五十二条に規定する標準報酬の月額及び同法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額並びに同法第七十五条第一項に規定する付与率及び国の基準利率を、その者の組合員期間における当該各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに法第七十七条第一項に規定する付与率及び基準利率とみなす。

3　国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者（国家公務員共済組合法による退職等年金給付の受給権者に限る。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者が組合員となつた日における同法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をその者の同日における給付算定基礎額とみなす。

第四十六条第一項第四号を次のように改める。

四　退職時の標準報酬の月額

第四十六条の次に次の一条を加える。

（任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額）

第四十六条の二　任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつてその者の標準報酬の日額とする。

一　任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額（組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額）

二　毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（任意継続組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額

第四十七条を次のように改める。

（任意継続組合員に係る費用の負担の特例）

第四十七条　任意継続組合員の存する組合に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	各組合ごとに当該組合を組織する職員（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員（以下この項及び次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）
第一項第一号	掛金（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）
第一項第二号	掛金（任意継続掛金を含む。）
第二項	組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）
第二項第一号、第二号及び第四号	負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百）

第四十八条第三項を次のように改める。

3　任意継続掛金は、任意継続組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。

第四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五十条を次のように改める。

第五十条　任意継続組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項及び第六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四条の二	退職後に生じた場合には、退職の日	第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員（以下第六十六条までにおいて「任意継続組合員」という。）の資格を喪失した後に生じた場合には、任意継続組合員の資格を喪失した日の前日
第五十六条第一項	負傷	負傷（任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。以下この款において同じ。）
第六十一条第一項	退職した	任意継続組合員の資格を喪失した